

沖縄県認可外保育施設指導監督要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、認可外保育施設について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の規定に基づく調査、勧告及び命令等による指導監督を的確に実施し、もって認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

知事は、法に定める指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じ、認可外保育施設に対する助言指導を行う。

2 認可外保育施設の定義

この要綱において認可外保育施設とは、県内（那覇市及び宮古島市を除く。）に所在する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関連する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により認可を取り消された施設又は認定こども園法の認可を取り消された施設を含む。以下同じ。）をいう。

3 指導監督基準

指導監督は、別表に定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）により行うことを原則とする。ただし、1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、知事が特に必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができる。

4 認可外保育施設の把握、届出及び事前指導等

(1) 認可外保育施設の把握

知事は、市町村長又はその他関係機関等の協力を得るほか、地域の人材を活用し、県内に所在する認可外保育施設の把握に努める。

(2) 設置・変更等の届出

ア 法第59条の2第1項の規定に基づく知事への設置届は、第1号及び第1-2号様式による。

イ 法第59条の2第2項の規定に基づく知事への届出は、次の区分に従って定める様式による。

(ア) アにより届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じた場合 第2号様式

(イ) 保育事業を廃止し若しくは休止する場合 第3号様式

(3) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

知事は、認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があった場合及び市町村等関係機関から新規設置の情報を得た場合には、第4号様式による書面を交付し、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、関係法令及び指導監督基準の遵守を求める。

また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導する。

(4) 届出懈怠及び虚偽の届出をした場合の措置

法第59条の2第1項の届出対象施設であるにもかかわらず、開設後1箇月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合は、第5号様式により、期限を付して届出を行うよう求める。

第2 通常の指導監督

1 通則

通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行う。

知事は、指導監督に当たっては、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、児童福祉法に基づき厳正に対処する。

2 報告徴収

(1) 運営状況の報告

法第59条の2の5に基づく知事への運営状況の報告は、第6号及び第6-2号様式による。

(2) 臨時の報告

認可外保育施設の設置者又は管理者は、次に該当する場合は、その都度すみやかに知事に報告しなければならない。

ア 当該施設の管理下において、事故が生じた場合 第7号様式

イ 上記アの事故が死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故、意識不明の事故等の重大事故等である場合 第7号様式及び第7-2号様式

ウ 当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合 第8号様式

(3) 特別の報告徴収

知事は、第2の2(1)又は(2)の場合を除くほか、児童の処遇上の観点から認可外保育施設に問題があると認められる場合は、随時、特別に報告を求める。

なお、この場合、必要に応じて3(1)イの特別立入調査を実施する。

3 立入調査

(1) 立入調査の種類

ア 通常の立入調査

認可外保育施設に対し、原則として年1回以上実施する立入調査をいう。

イ 特別立入調査

死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合において、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、施設又は事務所に対して実施する立入調査をいう。

ウ 巡回訪問（調査）

ア及びイ以外で、別に定める場合において、随時実施する立入調査をいう。

(2) 立入調査の方法等

知事は、年度ごとに実施計画を定め、期日を事前通告の上、その職員をして定期的に認可外保育施設又はその事務所に立ち入り、その設備又は運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問を行わせる。この場合において、必要に応じ、保育従事者、事務職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取する。

(3) 新規把握施設への対応

知事は、第2の3(2)の実施計画にかかわらず、年度途中で新規に把握した認可外保育施設について、速やかに立入調査を行うよう努める。

(4) 立入調査の実施体制

立入調査は、原則として関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者を含む職員2名以上で行う。

立入調査を行う職員は、法第59条第1項に規定する身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(5) 立入調査における連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市町村に対し立会いを求めるほか、必要に応じて関係機関と連携して指導を行う。

(6) 口頭の助言、指導等

改善指導は文書で行うことを原則とするが、立入調査実施の際においても、必要と認められる助言、指導等を口頭により行う。

(7) 第2の3(4)から同(6)までの規定は、特別立入調査及び巡回訪問にも適用する。

なお、特別立入調査及び巡回訪問は、事前通告をせずに実施することができる。

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督

1 通則

立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図る。

2 改善指導

知事は、立入調査の結果について、別に定める評価基準に基づき評価を行い、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設については、改善すべき事項を文書により通知し、おおむね1箇月以内の回答期限を付して、改善状況報告を求めるものとする。なお、改善に時間を要する事項については、おおむね1箇月以内に改善計画の提出を求める。

3 改善勧告

(1) 改善勧告の対象

ア 知事は、改善指導を行っているにもかかわらず改善措置が講じられず、改善の見通しが

ない認可外保育施設の設置者等に対し、法第59条第3項の規定に基づく改善勧告を行う。

イ 次のいずれかに該当する場合には、文書による改善指導の手続を経ることなく、改善

勧告を行う。

(7) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

(イ) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

(ウ) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

(2) 改善勧告の内容

改善勧告は、文書により行うものとし、おおむね1箇月以内の回答期限を付し、当該施設の設置者等から書面により報告を求める。建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる事項については、移転に要する相当の期間を付して移転を勧告することができる。

(3) 確認

知事は、改善勧告を行った認可外保育施設の設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、当該改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。

(4) 利用者に対する周知及び公表

知事は、改善勧告に対して改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について周知するとともに、法第59条第4項の規定に基づき、公表する。

4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

知事は、認可外保育施設等の設置者又は管理者が改善勧告に従わず、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第59条第5項の規定に基づき、その事業の停止又は施設の閉鎖を命じる。

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

ア 関係機関との調整

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

イ 弁明の機会の付与

知事は、事業の停止又は施設の閉鎖を命じようとする場合は、当該認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、あらかじめ文書により、弁明の機会を与える。

ウ 沖縄県社会福祉審議会からの意見聴取

知事は、弁明書の受理後又は提出期限の経過後、速やかに沖縄県社会福祉審議会の意見を聴く。

エ 事業停止命令又は施設閉鎖命令の発令

知事は、沖縄県社会福祉審議会の意見聴取後、速やかに判断した上で、文書により事業停止又は施設閉鎖を命じる。

オ 緊急時の対応

知事は、児童の福祉の確保のため、緊急の必要があるときは、改善指導、改善勧告、弁明の機会の付与及び社会福祉審議会からの意見聴取の手続を経ずに事業の停止又は施設の閉鎖を命じる。

(3) 公表

知事は、事業停止又は施設閉鎖を命じたときは、当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表する。

また、県内すべての市町村に対し、通知するとともに、その内容を公表するよう要請する。

第4 情報提供

1 市町村長等に対する情報提供

知事は、法令に定める通知のほか、報告徴収及び立入調査等の状況並びに改善指導を行った後の当該施設の状況等について、当該施設の所在地の市町村長に対し、情報提供を行う。

2 県民への情報提供

知事は、県民に対し、認可外保育施設の状況についての情報を提供するとともに、市町村長に対し、当該市町村の住民への当該情報の提供を行うよう協力を求める。

3 認可外保育施設制度の周知

知事は、認可外保育施設制度について、県のホームページ、県の広報媒体等様々な媒体を用いて、広く周知を図る。

4 認可外保育施設が行う情報提供

- (1) 法第59条の2の2に規定する提供サービス内容の掲示は、施設の内部においては第10号様式により、施設の外部においては第11号様式により行う。
- (2) 法第59条の2の4の規定に規定する契約締結時の利用者に交付する契約内容を記載した書面は、第12号様式による。
- (3) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設の設置者等は、当該証明書を施設内の利用者が見やすい場所に掲示する。

第5 雑則

1 認可外保育施設指導監督実施要領の制定

この要綱に定めるもののほか、認可外保育施設の指導監督に関し必要な事項は、知事が別に定める。

2 市町村長の協力

知事は、法第59条の2の6の規定に基づき、認可外保育施設に関する指導監督事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、協力を求める。

附則

この要綱は、平成25年2月19日から適用する。

ただし、第4の4の認可外保育施設が行う情報提供のうち、提供サービス内容の施設の外部における掲示及び証明書の掲示についての文書による改善指導は平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月7日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年5月16日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年5月10日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年5月11日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年1月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月12日から適用する。

認可外保育施設指導監督基準

1 保育に従事する者の数及び資格

(1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

ア 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、次に掲げるとおり、おおむね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上とすること。

(ア) 乳児おおむね3人につき1人以上

(イ) 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上

(ウ) 満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上

(エ) 満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上

イ 保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及びアにおける1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師（准看護師含む。以下同じ。）の資格を有するものであること。

ウ この基準において保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。やむを得ずアルバイトやパートの職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

エ 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。

(2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

ア 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、常時2人以上とすること。ただし、保育に従事する者が保育士、看護師または家庭的保育研修修了者（「職員の資質向上、人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第19号）別添4の別表1の1及び2のカリキュラムに基づく研修を修了した者をいう。ただし、研修機関から研修修了証の交付を受けた者でかつカリキュラムの内容が確認できる者に限る。以下同じ。）である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置とすることができること。

イ 保育に従事する者のうち1人は、保育士、看護師または家庭的保育研修修了者であること。

(3) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設

ア 原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

イ 保育に従事する者は、保育士、看護師または都道府県知事若しくは指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上と認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同

じ。)を修了した者であること。

(4) 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

2 保育室等の構造設備及び面積

(1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

ア 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。

イ 保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

ウ 乳児（おおむね満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されていること。なお、やむを得ず部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビーフェンス等で区画すること。

エ 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。

乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせてはならないこと。

オ 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。

(2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

ア 保育室のほか、調理室及び便所があること。

イ 保育室の面積は、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ（9.9㎡以上）を確保すること。

ウ 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。

乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせてはならないこと。

エ 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

(3) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

3 非常災害に対する措置

(1) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

ウ 前号の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設

乳幼児の居宅等に訪問の際に直ちに非常口及び避難経路を確認し、非常災害時に速やかに避難できるようにすること。また、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置をとること。

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

保育室は原則として1階に設けること。ただし、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

(1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(ア)欄及び(イ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

(ア)	a 屋内階段 b 屋外階段
(イ)	a 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 b 待避上有効なバルコニー c 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 d 屋外階段

(2) 保育室を3階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(ア)欄及び(イ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が、いずれも30m以内となるように設けられていること。

(ア)	a 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 b 屋外階段
(イ)	a 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 b 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる

設備
c 屋外階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分、又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するためボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設ける装置をいう。）が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(ア) 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

(イ) 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ、有効な自動消火装置が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(ア)欄及び(イ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が、いずれも30m以内となるように設けられていること。

(ア)	a 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 b 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
(イ)	建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分、又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

(ア) 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの

が設けられている場合

- (イ) 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ、有効な自動消火装置が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合
- エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

5 保育内容

(1) 保育の内容

- ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- イ 乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。
- ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行することが必要であること。
- エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。
- オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

(2) 保育従事者の保育姿勢

- ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。
特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。
- イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
- ウ 児童に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。
しつげと称すると否とを問わず、児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。
また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。
- エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

(3) 保護者との連絡等

- ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。
- ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

6 給食

(1) 衛生管理の状況

- ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
- イ 食事の際、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。

(2) 食事内容等の状況

- ア 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。
- イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
- ウ 乳児にミルクを与えた場合はゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。

7 健康管理及び安全確保

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3) 児童の健康診断

- ア 継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施すること。
- イ 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知すること。

(4) 職員の健康診断

- ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- イ 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施すること。

(5) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

(6) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。なお、感染症の疑いがある場合も同様であること。

ア 再登園については、かかりつけ医の「治癒証明」、又は、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めること。

イ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

ウ 手洗い等感染症予防に努めること。

エ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、利用児童と保育従事者の間での感染予防のための対策を行うこと。

(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

- ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
- ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

- ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を実施すること。
- イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。
- ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理を図ること。
- オ 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
- カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。
- キ 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてカに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については適用しない）。
- ク 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- ケ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- コ 事故発生時には速やかに当該事実を知事に報告すること。
- サ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容については、施設の内部及び外部において、利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないこと。
- (2) 利用者との利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。
- (3) 利用予定者から申し込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について、適切に説明を行うこと。
- (4) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設は、利用者への情報提供として、当該証明書を利用者の見やすいところに掲示すること。

9 備える帳簿

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

(1) 職員に関する書類

ア 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、履歴、採用年月日等が確認できる書類

イ 各職員の勤務の時間ごとの割り振りが確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類

ウ 労働基準法その他の法令に基づき、施設ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等

(2) 入所児童に関する書類

在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、契約内容、児童の在籍記録等

(3) 施設に関する書類

面積が確認できる施設の平面図